



組合員の質問にお答えします！ Part3

3月2日に開催した上野支部の会議での議論が、制裁審査委員会設置の理由になっていますが、どういうことですか？

これは、吉川委員長、山口書記長、及び宮澤東京地本委員長の3人しか知りえない元会社幹部とのやりとりの情報を東京地本・上野支部所属の組合員が「上野支部緊急分会代表者会議」での話として、3月4日～6日のユニオンスクールの討論の中で本部研修部長などに披歴したことを発端にしています。

4月6日、東京地本が本部に抗議と説明を求めた際に「3月1日の社員のみなさんへは吉川委員長、宮澤東京地本委員長へむけたメッセージだ。東京地本はまだストをやることを下ろしていない。当面休戦してくれるなら不当労働行為、職場に入ることはやめる。(要旨)」という内容で、それが、本部規約第60条(4)の「組合の目的及び事業の遂行を妨げる行為」であると言われています。仮にこのような内容が「上野支部緊急分会代表者会議」の話としてユニオンスクールで披歴されたからとして、関係者から聞き取り調査や確認もしないで、宮澤東京地本執行委員長が「秘匿すべき情報を漏洩させた」と断定するのはあまりにも飛躍し過ぎであり直接結びつきません。そもそも、宮澤東京地本執行委員長は、その会議には参加していません。

さらに言うと、秘匿すべき情報がどのように「組合の目的及び事業の遂行を妨げる行為」になるのか、この事象がどのように「組合の団結等を乱した行為」なのかが理解できないばかりか制裁の理由とする合理性が見いだせません。

本部は制裁理由にする前に、宮澤東京地本執行委員長、上野支部、上野支部組合員などの関係者を一堂に集め、誰がどのように提起し伝わっているか聞き取り調査を行うべきであり、その中で「何が秘匿すべき情報なのか」「何が組合の目的及び事業の遂行を妨げる行為なのか」を証明するべきです。従って、「秘匿すべき情報を分会代表者会議で明らかにするなど、組合の目的及び事業の遂行を妨げる行為を行った。」という制裁理由の根拠は事実に対し、完全に破綻しています。

最後に、4月23日及び24日に制裁を受けている「吉川本部中央委員長、深石中央執行委員宮澤東京地本執行委員長」の専従役員が解除され職場復帰をしました。同日直ちに関連会社への出向発令の通知がされました。その後、大塚中央執行委員及び矢島中央執行委員が、東京総合車両センターに転勤の発令が出されています。その際に、5名は簡易苦情処理の申告を行いました。しかし、本部は「規約第13条「組合員権の一部停止」を理由に苦情処理会議を認めませんでした。東京地本は、規約第13条による組合員権の一部停止は規約第60条の制裁のためであり、制裁が決定されていない段階で、労使間の取り扱いに関する協約第38条の適用は別問題であること。また、簡易苦情処理で制裁に何も悪影響を与えず法的にも問題ないこと。5名は組合費を納入している組合員であり、その権利を有することを強く求めましたが、実現しませんでした。あまりにも理不尽な結果となり、5名には申し訳ないという思いです。

東京地本は、本部及び制裁審査委員会に対して「制裁の解除と執行権停止及び組合員権の一部停止についての緊急措置の解除すること」を強く求めます。